

学校における感染症対策等について

1 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～ 「学校の新しい生活様式」～」に基づく基本的な感染症対策

(1) 感染源を絶つこと

- ア 毎朝、検温などの健康チェックを行う。(体調チェック表)
- イ 発熱等の風邪の症状がある児童生徒は自宅で休養させる。
- ウ 同居の家族等に発熱等の風邪の症状がある場合も、児童生徒は自宅で休養させる。

(2) 感染経路を絶つこと

- ア 飛沫感染、接触感染を防ぐため、3密(密閉・密集・密接)が同時に重なることを避けるとともに、手洗い、咳エチケット、消毒、換気を徹底する。
- イ 原則としてマスクを着用する(熱中症回避のため体育の授業等でマスクを外す際は、できるだけ身体的距離を確保し、近距離での会話を控える)。
- ウ 校内で多くの児童生徒等がよく触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは、1日1回以上消毒する。
- エ 30分に1回以上、数分間程度2方向の窓を開ける(冷暖房使用時も同様)。

(3) 抵抗力を高めること

- ア 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

2 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 登下校

- 原則としてマスクを着用し、会話を控える。熱中症対策としてマスクを外す際は、身体的距離を確保する。

(2) 授業

- ア 児童生徒が「長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」は、当面の間実施しない。
- イ 「音楽における合唱」や「図画工作・美術、家庭における共同作業」等は、短時間での実施、身体的距離を十分に確保するなどの対策を講じた上で、実施を検討する。

(3) 給食

- ア 児童生徒全員が喫食前の手洗い及びマスクの着用を徹底する。
- イ 喫食時は、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにせず、会話は控える。

(4) 部活動

- ア 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は、リスクの低い活動に見直すなど慎重に検討する。
- イ 用具等は、できるだけ生徒間での使い回しをしない。
- ウ 部室等は、短時間の利用とし、一斉には利用しない。

3 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用した対策

(1) 感染症予防等

- ア 消毒液，非接触型体温計，フェイスシールド，サーキュレーター等を購入した。
- イ 感染症対策を徹底しながら，児童生徒の学習を支援するため，学習や消毒等に必要物品を校長の判断で迅速かつ柔軟に購入できる経費として，学校の規模に応じて，1校当たり100万円，150万円又は200万円を配当した。

(2) 熱中症対策

- ア ネットクーラーを全児童生徒へ配布した。
- イ 給食室へのスポットクーラーの設置（26校）及び給食調理員への冷却ベストの配布を行った。

(3) 給食費の無償化

児童生徒の給食費（6・7・8月分）を無償とした。

4 学校において感染者等が確認された場合の対応

(1) 児童生徒に感染者が確認された場合

当該児童生徒に対し，学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。出席停止期間は，保健所や医師の指示による。

(2) 児童生徒が保健所により濃厚接触者に特定された場合

当該児童生徒に対し，学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。出席停止期間は，感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

※ 教職員についても，児童生徒に準じた対応とする。

5 臨時休業の判断

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合は，消毒や保健所による濃厚接触者の特定等のため，当該学校の全部又は一部を臨時休業とする。臨時休業の期間及び範囲（学校閉鎖，学年閉鎖又は学級閉鎖）については，個別の状況等を踏まえ，保健所等と相談した上で決定する。

6 今後の取組

- ・ 引き続き，基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 校舎トイレの洋式化整備を加速化し，衛生対策を強化する。
- ・ 学校の水道をレバーハンドル水栓へ取り替える。
- ・ 教職員の消毒作業や授業準備等の負担軽減を図るため，「スクール・サポート・スタッフ」等の外部人材を有効に活用する。

学校における教育活動について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市においては、国からの要請や本市を含め、近接の自治体等における感染状況等を見極め、3月3日から3月24日まで、さらに4月9日から5月24日まで市立小中学校を臨時休業とした。

その間、卒業式・修了式・始業式・入学式等の式典については、出席者の制限や時間の短縮など各校において感染拡大防止策を講じて実施した。

1 臨時休業中の学習支援について

- 新学年の教科書の内容に基づいた9教科の学習プリントを学年別に作成し、全ての児童生徒に配布した。
- 円滑に自主学習が進められるよう、教科別、学年別の保護者向けプリント「学習のポイント」を配布した。
- 教科別、学年別の学習教材がダウンロードできるよう、総合教育研究所のHP上に「学習探検ナビ 学習用プリント集」を掲載した。
- 県内他市町村に先駆けて、理科の実験やAETを活用した英会話を中心とした学習動画57本を市独自に作成し、配信を行った。
- 動画が見られない児童生徒については、動画の内容を記載したプリントを配布するなど、個別対応を行った。
- 週1回程度の電話連絡又は家庭訪問等を実施し、健康及び学習状況について確認した。
- 双方向型のオンライン学習について、一部の学校で試験的に実施した。
- 今後、感染拡大で再び学校が臨時休業しても、オンライン授業等で学習が継続できるよう、本年度中に児童生徒1人1台のタブレット端末や通信機器を整備する。

2 学習状況等確認日について

- 臨時休業中の家庭での学習状況の確認や生活面の指導等を行うため、県内他市町村に先駆けて、4月23日から学校再開までの間に、1人当たり4日間の学習状況等確認日を設けた。
- 3密を避けるため、学級を2つに分け（1グループ20人程度まで）登校させた（小規模校は、学級を分けずに実施）。
- 通常の登校時間（登校班）に登校させ、午前中に下校させた。
- 自由登校の扱いとし、出席日数には含めないこととした。

3 学校再開について

- 5月25日から学級を2つのグループに分け登校させ、午前中授業（3時間）を行った（小規模校は、学級を分けずに実施）。
- 6月2日から学級をグループ分けせずに登校（通常登校）させ、午前中授業（3時間）を毎日行った。
- 6月8日から通常授業（午前・午後）を行い、学校給食及び部活動を再開した。

4 授業時数の確保について

- 夏休みを8月8日から8月23日までの16日間に短縮し、従来の夏休みの期間に15日間の授業日を確保した。
- 中学校においては、毎週月曜日を5時間授業から6時間授業に変更した。
- 中学3年生に対しては、受験や進路指導などの配慮が必要であることから、放課後等を活用し、補充学習に取り組む。

5 2学期制の導入について

- 長期の臨時休業により、第1学期の期間が短く、児童生徒の学習成果を適切に評価することが困難なことなどから、今年度は2学期制とすることとした。
 - ・ 第1学期 4月1日～9月30日
 - ・ 第2学期 10月1日～3月31日

6 学校行事について

各学校において、感染拡大防止を第一とした上で、開催する時期、場所や時間、開催方法等について工夫しながら、児童生徒の思い出に残るよう、可能なものについては極力実施している。

- 小学5年生を対象とした「子どものための音楽会」
「リリーアリーナMITO」での開催を「小学校訪問コンサート」に変更し、希望する23校に水戸室内管弦楽団の楽団員が訪問する予定である。
- 中学校の総合体育大会やコンクール等
大会等は中止となったため、7月にアダストリアみとアリーナ等での代替大会や水戸芸術館での演奏会を実施した。
- 運動会・体育祭
一部中止した学校はあるが、多くの学校で日程の短縮や種目を工夫しながら実施している（9月から11月に開催）。
- 「船中泊を伴う自然教室（中学2年生）」・「修学旅行（中学3年生）」
実施期間中の医療体制など、安全面の確保等が困難であることから中止としたが、日帰りの学級別遠足など、各学校において生徒の意見を取り入れながら、代替行事を検討している。

7 児童生徒の心のケアについて

- 感染者に対する差別や誹謗中傷等がないよう、各学校で児童生徒が感染症について正しく理解し、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動ができるよう指導するとともに、保護者に対し、家庭での指導もお願いしている。
- 学級担任や養護教諭が中心となり、児童生徒の状況を観察し、声かけや面談等を行うとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用している。
- 教員を目指す大学生などを「スクールサポーター」として全小学校に派遣し、子どもたちの話し相手や相談に応じるなど、児童との触れ合いを通して心のケアに当たっている。

8 授業の進捗について

授業内容の工夫や学校行事の精選により、9月末時点で概ね通常年度の進捗に達している。

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針の概要

1 策定趣旨

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況において、地震、河川洪水等の災害があった場合に備え、市民の生命を守るとともに、避難所における市民の感染リスクを可能な限り低減するため、策定する。

2 基本的事項

(1) 避難所の開設基準及び閉設基準

- ・ 開設基準 …… 水戸市から「避難情報」を発表した時点で開設する。
- ・ 閉設基準 …… 避難者の安全が確保され次第、時間帯を問わず、避難勧告等を解除する。
解除後は、避難者の実情に配慮しながら、避難所の早期閉設に努める。

(2) 開設する避難所の考え方等

- ① 避難者の分散を図るため、可能な限り多くの指定避難所を開設する。
- ② 平時から、避難所以外に親戚の家等で安全な場所があれば、そちらに避難するよう啓発する。
- ③ 避難者間の感染を防ぐため、避難者に応じ、下記のとおりグループを分けて受入れを行う。
- ④ 災害規模や避難者数に応じ、県立高校や民間のホテル・旅館等を活用する。

通常時		感染小康期（学校開校時）	
一般の避難者	指定避難所 （小・中学校 市民センター）	一般の避難者	小学校（体育館）
体調不良者	民間福祉施設 指定避難所 （福祉避難室）等	避難行動要支援者等	市民センター
避難行動要支援者等		健康観察期間中の者 （濃厚接触者等）	中学校（体育館）※
		体調不良者	中学校（特別教室等）※
		感染が確認されている者	個別対応（病院等）
		感染拡大期（学校休業時）	
		一般の避難者	小学校（体育館、特別教室等、 教室）
		避難行動要支援者等	市民センター
		健康観察期間中の者 （濃厚接触者等）	中学校（体育館）※
		体調不良者	中学校（特別教室等、教室）※
		感染が確認されている者	個別対応（病院等）

※健康観察期間中の者や体調不良者については、災害や感染の状況、健康状態等に応じて個別対応とする。
※民間福祉施設の利用は、入所者へ感染が拡大する恐れがあることから行わない。
※校舎を活用する場合は、児童、生徒への影響を低減するため、特別教室や会議室を優先して使用する。

3 避難所運営の主なポイント

- (1) 固定チームのローテーションによる運営
- (2) 受付時の健康状態のチェック、スクリーニングの実施
- (3) 十分な避難スペースの提供（間仕切りの活用、隣との距離の確保 等）
- (4) 健康、衛生管理の徹底（咳エチケットの励行、定期的な施設消毒 等）
- (5) 避難者間の接触・交流、面会の制限
- (6) 保健所との緊密な連携（避難者の感染が確認された場合の対応 等）

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における
避難所運営に関する指針

水戸市

目 次

1	避難所の開設，閉設基準	1
2	開設する避難所等	1
3	情報発信	2
4	対応職員	3
5	一般の避難者の対応（小学校での対応）	4
6	避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）	6
7	健康観察期間中の者，体調不良者等の対応（中学校での対応）	7
7-1	健康観察期間中の者（中学校 体育館）の対応	8
7-2	体調不良者（中学校 特別教室等）の対応	9
8	宿泊施設等で療養中であった感染者の対応	10
9	避難所において，感染が確認された場合等の対応	10
10	避難所閉設後の消毒	10
11	指針の見直し等について	11

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況において、地震、河川洪水、津波等の災害があった場合に備え、災害から市民の生命を守るとともに、感染リスクを可能な限り低減するため、次のとおり、避難所運営等に関する事項を定める。

1 避難所の開設、閉設基準

(1) 開設基準

水戸市から「避難情報」を発表した際においては、速やかに避難所を開設する。

市民への被害が想定されない状況においては、感染防止の観点から、市民が自らの判断により避難する「自主避難」の受け入れに向けた開設は行わない。ただし、地震で自宅が倒壊する恐れがあるなど、個別の避難が必要となる災害の場合は、対象者を限定した上で自主避難の受け入れも行う。

(2) 閉設基準（避難勧告等の解除）

通常は、夜間帯において避難勧告等の解除は行わないが、感染リスクの減を図るため、避難者の安全が確保された段階で、「時間帯を問わず、避難勧告等の解除」を行い、解除後においては、避難者の実情にも配慮しながら、避難所の早期閉設に努める。

2 開設する避難所等

(1) 開設する避難所

①感染の拡大状況や避難者に応じて、下記のとおり受け入れを行うことを基本とする。

【感染小康期（小中学校が再開している場合）】

ア 一般の避難者	・・・小学校（体育館）
イ 避難行動要支援者等	・・・市民センター ^{注1}
ウ 健康観察期間中の者（濃厚接触者等）	・・・中学校（体育館） ^{注2}
エ 体調不良者	・・・中学校（特別教室・会議室等） ^{注2}
オ 感染が確認されている者	・・・個別対応（病院等）

【感染拡大期（小中学校が休業している場合）】

ア 一般の避難者	・・・小学校（体育館、教室）
イ 避難行動要支援者等	・・・市民センター ^{注1}
ウ 健康観察期間中の者（濃厚接触者等）	・・・中学校（体育館） ^{注2}
エ 体調不良者	・・・中学校（特別教室・会議室等、教室） ^{注2}
オ 感染が確認されている者	・・・個別対応（病院等）

注1: 通常御協力いただいている民間福祉施設の利用は、入所者へ感染が拡大する恐れがあることから行わない。

注2: 健康観察期間中の者や体調不良者については、災害や感染の状況、対象者の数、健康状態等によっては、個別対応とする。

通常時	
一般の避難者	指定避難所 (小・中学校 市民センター)
避難行動要支援者等	民間福祉施設 指定避難所 (福祉避難室) 等
体調不良者	



感染小康期 (学校再開時)	
一般の避難者	小学校 (体育館)
避難行動要支援者等	市民センター
健康観察期間中の者 (濃厚接触者等)	中学校 (体育館) ※
体調不良者	中学校 (特別教室等) ※
感染が確認されている者	個別対応 (病院等)
感染拡大期 (学校休業時)	
一般の避難者	小学校 (体育館, 特別教室等, 教室)
避難行動要支援者等	市民センター
健康観察期間中の者 (濃厚接触者等)	中学校 (体育館) ※
体調不良者	中学校 (特別教室等, 教室) ※
感染が確認されている者	個別対応 (病院等)

※ 人数等の状況より個別対応

②避難者の分散を図るため、当該エリアの全ての指定避難所を開設する。また、多くの避難者が見込まれる場合は、災害の事由、規模等に関わらず、全ての指定避難所を開設するとともに、状況に応じて、個室のある民間宿泊施設等とも調整を行う。

③学校再開時においても、災害の規模等に応じて、小中学校の教室等を活用することについて、教育委員会と調整する。

④家族連れ等において、受け入れ先が異なる場合は、避難時の家庭での生活（一緒に生活しているのか否か等）に準じながら、家族の意向も確認して受け入れ場所を決める。ただし、体調不良者や健康観察中の者が一般の避難者や避難行動要支援者の受け入れ先に避難することがないように、留意する。

上記の対応の結果、児童等が単独で避難生活を送ることとなった場合等においては、災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。

⑤健康観察期間中の者や体調不良者については、災害や感染の状況、対象者の数、健康状態等によっては、個別対応とし、避難所の集約や民間宿泊施設等への移送を検討する。

(2) バックアップを行う施設

避難者対応の中で、「感染者の発見等に伴い、避難者の移動が必要となるケース」や「新たなゾーンを設ける必要のあるケース」も想定されるため、バックアップ施設として県立高校を活用できるよう、あらかじめ茨城県教育委員会等と調整する。

3 情報発信

(1) 親戚・知人宅への避難の推奨

避難所の密集を避けるため、平時から、「災害が起きた際に可能な方は、親戚の家等で安全な場所があれば、そちらに避難すること」を呼びかける。また、発生が予測できる災害の場合は、「事前に余裕を持って、親戚の家等に避難しておくこと」を呼びかける。

(2) 避難場所の周知

感染している恐れのある個別対応者や体調不良者が他の避難者との接触することを防ぐため、保健所等と連携のもと、平時から避難する際の場所や手順の広報に努める。

(3) 衛生用品等の持参の呼びかけ

避難所における接触や混雑を低減するため、平時から、避難の際には「体温計」や「マスク等の衛生用品」を持参するよう啓発する。

(3) 健康観察期間中の者、感染が確認されている者への個別連絡

大型台風の接近が見込まれるなど、今後、災害が起きる可能性が高い場合には、健康観察期間中の者や個別対応者の人数に応じて、可能な範囲で、電話等で事前に対象者へ個別に連絡し、避難場所等を伝える。

4 対応職員

(1) 動員体制

避難所運営については、市の職員が対応することを基本とし、以下のとおりとする。

①チーム制による対応

ア 職員が感染した場合においても、自宅待機が必要な職員が最小となるよう、チーム制による対応を基本とする。

イ 対応職員は、職場への感染防止の観点から、「状況によっては当面の間、通常職務を行うことができない可能性があること」を前提に、「基礎疾患や妊娠の有無を確認し、当該対応職員から外した上で」全庁的に選別し、編成を行う。その際、状況に応じて、全庁的な業務縮小についても検討を行う。

ウ 1チーム 3～5名編成、常に同じメンバーで対応し、チームリーダーを任命する。

エ チーム内の職員が感染した場合は、チーム内の他職員は、全員自宅待機とする。

オ 対応チームのローテーションは、初動時を除き、開設避難所が10程度である場合は「8H/日」の3ローテーション、それ以上の場合は「12H/日」の2ローテーションを目安とする。

(2) 健康、衛生管理

①健康状態の確認

ア 対応職員は、勤務前に自身で検温を行い、施設到着時にも再度検温を行う。結果について、記録するとともに、発熱が確認された場合は速やかに帰宅する。また、咳や倦怠感等の症状がある者は、避難者対応中であっても、発熱の有無に関わらず休養することを徹底し、その際は、チームリーダーに申告する。

イ 上記等により、人員の補充が必要となった場合は、他チーム所属以外から補充を行う。補充した結果、チームが当初の2倍程度の人員になった場合は、2チームに分割する。

②衛生管理の徹底

ア 対応職員は、避難所への入退室時はもとより、きめ細かな手指消毒を徹底する。また、対応施設に応じて、避難者対応の際には、次の装備を標準とする。

○ 小学校、市民センター・・・サージカルマスク

○ 中学校・・・防護服（ゴーグル、手袋、シューズカバー等）、
サージカルマスク（可能であればN95マスク）

5 一般の避難者の対応（小学校での対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスク（未装着者へ配布）、体温計（非接触型のほか実測式体温計も準備）を設置する。
- ③開所初期など、多くの避難者が見込まれる場合は、距離を離れた上で、受付を複数設置する。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所の確保

職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。

(2) 受付、誘導

- ①避難所到着時に受付を行い、「避難者名簿」への記載とあわせ、以下の事項を確認する。

ア 体温のほか、現在の体調

全ての避難者に対し、「非接触型の体温計」により体温の確認を行う。

- ・37.5度以上を示した場合は、他の避難者から離れた場所で「接触型の実測式体温計」で再度測定する。再び37.5度以上を示した場合は、受付は中学校で行う旨説明し、中学校へ誘導、もしくは、移送を行う。

※小・中学校の場合は、保健室等に設置してある体温計も活用すること。

※接触型の体温計は、使用ごとに、消毒を実施すること。

※徒歩での避難直後や外気温と室内温度の差がある場合は、部屋の温度になじんでから測定すること。

イ 感染可能性の高低

健康観察中でないか。または、それに準じる事由はないか。等、可能な範囲で確認を行う。

ウ 基礎疾患の有無

「糖尿病」・「心不全」・「呼吸器疾患（COPD等）」の有無、「透析を受けているか」、「免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているか」、「妊娠しているか」等の確認を行う。

- ②上記 ア・イの確認の結果、一般の避難所での受け入れを避けるべき事項があった場合は、中学校へ誘導し、「7 体調不良者、健康観察期間中の者の対応（中学校での対応）」に基づき対応する。

- ③上記 ウの確認の結果、基礎疾患等がある場合は、高リスク者として「6 避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）」に基づき対応する。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

避難所内での感染を防ぐため、避難者同士の接触・交流、避難者外との面会を避けるよう、要請するとともに、止むを得ず会話する場合は、マスク着用の上、2m程度離れて行うよう、啓発を行う。

(4) 避難スペース

- ①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3m以上離すよう配慮する。

- ②十分な距離が保てない場合は、体育館のほか、特別教室等も活用しながら避難者の分散を図る。

なお、小康期で学校が再開している場合や教室が不足しそうな場合は、他の避難所への移送、一時避難所や民間宿泊施設等の活用について、調整を行う。

- ③「間仕切り」の活用

ア 避難所運営後、ただちに世帯単位で設置を行う。

イ 「間仕切り」は、小学校、市民センターにおいては、「背の低い間仕切り」（1.2m）を使用

し、「背の高い間仕切り」(1.8m)は、中学校で優先的に使用する。

ウ 「間仕切り」が不足した場合は、段ボール等を活用するなど、代替措置を講じる。

(5) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 体温計持参者に朝・夕の体温測定を呼びかけるほか、朝食時、夕食時に巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校舎内・校庭等に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。(職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい)

ウ 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに中学校へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開く。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット(マスク着用)の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出

ア 避難中の外出は、自宅の片付けなど復旧等に関する外出が中心であることが見込まれることから、外出中の感染予防対策を十分に行うことを啓発した上で、積極的な外出自粛要請は行わない。

ただし、災害が短期で終息し、早期の帰宅要請が可能と見込まれる場合は、期間中の外出自粛要請についても検討する。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア 避難者の受入れを「体育館」、「校舎」の両方のゾーンを使用している場合は、ゾーン間の移動を行わないよう避難者に指示する。また、「校舎」ゾーンで避難生活を送る場合は、さらに階ごとの移動についても行わないよう指示する。

イ 避難者支援については、以下のとおり、ゾーンごとに分けて行い、ゾーン間の接触を可能な限り避ける。

- ・支援物資はゾーンごとに保管、提供を行う。
- ・情報の掲示場所をゾーンごとに分ける。
- ・食事の提供は、職員が個別に配付する。

6 避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスク（未装着者へ配布）、体温計（非接触型のほか実測式体温計も準備）を設置する。
- ③受付を複数設置する場合は、距離を離す。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所の確保

職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、「事務室」を職員待機場所とする。

(2) 受付

既に小学校において受付した者も含め、以下を再度確認し、避難者名簿で個別に情報を管理する。

ア 体温のほか、現在の体調（P 4 参照）

イ 基礎疾患の有無

※「糖尿病」・「心不全」・「呼吸器疾患（COPD 等）」の有無、「透析を受けているか」、「免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているか」、「妊娠しているか」等の確認を行う。

ウ 付き添い等を除き、避難行動要支援者以外の方が避難してきた場合は、それぞれの属性に応じた避難場所へ誘導すること。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

避難所内での感染を防ぐため、避難者同士の接触・交流、避難者外との面会を避けるよう、要請するとともに、止むを得ず会話する場合は、マスク着用の上、2 m程度離れて行うよう、啓発を行う。

(4) 避難スペース

- ①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3 m以上離すよう配慮する。
- ②「背の低い間仕切り」を使用する。

(5) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 朝食時、夕食時の検温のほか、2時間に1度、巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校内に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい。）

ウ 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。その際、忘れずに基礎疾患等についても伝達する。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに体調不良者の受け入れ先へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

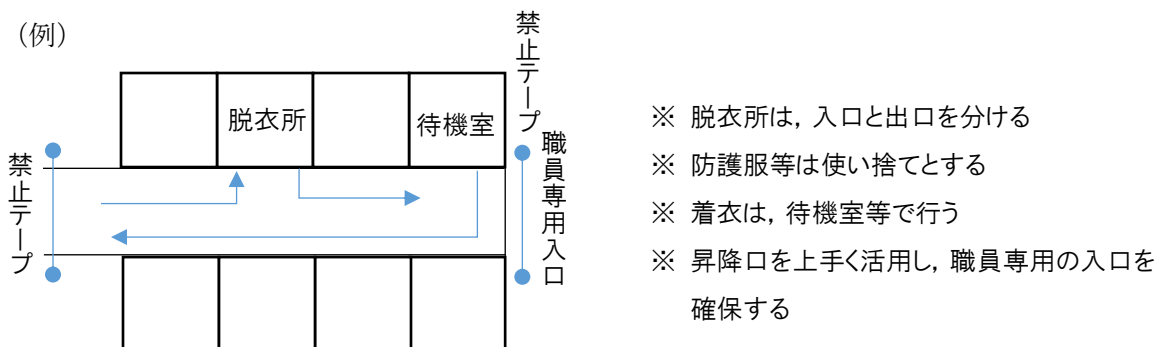
④避難中の外出自粛

外出はしないよう要請する。その際、決して威圧的となることのないよう、十分配慮した対応に努める。

7 健康観察期間中の者、体調不良者の対応（中学校での対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスク（未装着者へ配布）、体温計（非接触型のほか実測式体温計も準備）を設置する。
- ③受付を複数設置する場合は、距離を離す。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所、脱衣所、職員専用出入口の確保
 - ア 職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。
また、可能であれば職員専用の出入口を確保する。
 - イ 中学校対応者は、防護服等を着用した上での対応となるため、防護服を脱ぐための脱衣所に別に確保する。脱衣所には、防護服等を收容するための十分な量のゴミ袋、ゴミ箱（足で開閉するタイプが望ましい。）、消毒用具を用意する。
 - ウ 待機所、脱衣所、専用出入口の設置に当たっては、防護服着用が必要なゾーンと非着用のゾーンで動線が重複しないよう留意する。
 - エ 待機場所や脱衣所は、立ち入り禁止テープの設置や張り紙の掲示等により、避難者が立ち入らないような措置を講じる。



- ⑤防護服脱着方法の確認
 - ア 担当チームは、防護服の脱着方法を事前に確認する。
 - イ 脱着方法については、脱衣所に大きく掲示し、確認しながら脱着できるようにする。
- ⑥チーム内の担当分け
 - ア 職員が同じ防護服で体育館と校舎を行き来することのないよう、チーム内で担当分け等を行う。

(2) 受付

- ①体調不良者等であるか、健康観察期間中の者等であるかの確認
 - ア 「避難者名簿」の記載のほか、どちらの属性であるかの確認を行い、P 1～2のとおり誘導する
※ 健康観察期間中の者で体調不良者は「体調不良者として誘導」する。
 - イ 上記以外の避難者が避難してきた場合は、それぞれの属性に応じた避難場所へ誘導する。

(3) 移送の検討

- ①避難所生活が長期に及ぶ見込みの場合は、体調不良者等の症状悪化を防ぐため、民間宿泊施設等への移送の検討を行う。

【7-1 健康観察期間中の者（中学校 体育館）の対応】

(1) 保健所への連絡

濃厚接触者等の健康観察期間中の者の人数について、保健所へ連絡し、特別な指示があれば従って行動する。

(2) 避難スペース

①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3m以上離すよう配慮する。

②「間仕切り」の活用

ア 避難所運営後、ただちに世帯単位で設置を行う。

イ 「間仕切り」は、「背の高い間仕切り」とする。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の禁止（避難者への広報）

避難者同士の接触・交流を避けるよう指示するとともに、避難者外との面会も禁止とする。

(4) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 朝食時、夕食時の検温のほか、2時間に1度、巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校内に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい。）

ウ 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに体調不良者の受け入れ先へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開く。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出自粛

健康観察期間中は、外出しないよう要請する。その際、決して威圧的となることのないよう、十分配慮した対応に努める。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア 「校舎」へは、移動しないことを徹底する。

イ 避難者支援については、避難者同士の接触・交流を避けた上で行う。

・支援物資、情報の提供は個別に行う。

ウ 避難者対応は、防護服一式（ゴーグル、手袋、シューズカバー等）＋サージカルマスク（可能であればN95マスク）を装備し行う。また、職員待機所へ移動する際には、脱衣所で、防護服等を外した上で移動する。

エ 脱衣した防護服等は、ゴミ袋に入れる。退室前に必要に応じて手指消毒液、消毒シート等を使用し衛生状態の確保を徹底する。

【7-2 体調不良者（中学校 特別教室等）の対応】

(1) 保健所への連絡

①体調不良者の人数、聴き取りした症状について、保健所へ連絡し、個別に指示を受ける。

保健所の指示により避難所での受け入れとなった者、または、保健所の指示待ちの状態である者については、体調不良者として対応する。

(2) 避難スペース

①教室活用の順番，1教室当たりの人数等

ア 教室を活用する場合は，特別教室や会議室を優先して使用し，「人数に余裕がある状態においては，1教室に1名」，「そうでない場合は，1教室に5名程度」を限度に「背の高い間仕切り」を使用した上で療養させる。あわせて，段ボールベッドを活用する。

※1名とした場合も，今後の増加を想定した配置を行う。

(3) 避難者間の接触・交流，面会の禁止（避難者への広報）

避難者同士の接触・交流を避けるよう指示するとともに，避難者外との面会も禁止とする。

(4) 避難者対応

①健康状態の確認，健康相談スペースの設置，保健所への連絡

ア 朝食時，夕食時の検温のほか，2時間に1度，巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見，早期回復に向け，校内に健康相談を行うスペースを設置し，プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡，巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい）

ウ 体調がさらに悪化した者等がいた場合は，速やかに保健所へ連絡し，指示を受ける。

②換気の実施，手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては，避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は，毎時2回以上，2方向の窓を，数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに，食事前等における手洗い，咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は，声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については，最低1日2回，拭き取り等により消毒を行う。

イ その他，手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出自粛

体調不良者については，回復まで外出しないよう要請する。その際，決して威圧的となることのないよう，十分配慮した対応に努める。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア トイレ使用等を含め「自分が療養する階」以外に移動しないよう指示する。

特に，「体育館」へは，移動しないことを徹底する。

イ 避難者支援については，避難者同士の接触・交流を避けた上で行う。

・支援物資，情報の提供は個別に行う。

ウ 避難者対応は，防護服一式（ゴーグル，手袋，シューズカバー等）＋サージカルマスク（可能であればN95マスク）を装備し行う。また，職員待機所へ移動する際には，脱衣所で，防護服等を外した上で移動する。

エ 脱衣した防護服等は，ゴミ袋に入れる。退室前に必要に応じて手指消毒液，消毒シート等を使用し衛生状態の確保を徹底する。

8 宿泊施設等で療養中であった感染者の対応

(1) 事前対応

① 宿泊施設の選定

平時において、感染者を宿泊施設等に滞在させる際には、浸水想定区域等災害リスクの高い区域の宿泊施設は避ける。

(2) 宿泊施設滞在時における突発的な災害の対応（地震、火災時等の対応）

施設選定の際に津波・洪水のリスクを避けた場合、考えられる災害は、「地震」、「火災」が想定される。対応は、それぞれの災害に応じ、次のとおりとする。

① 「地震」、「火災」の場合

「地震」、「火災」時は、状況によっては、建物内にいることで甚大な被害となることから、倒壊、延焼など、建物内に危険がある場合は、屋外の広場等の安全な場所に誘導した上で災害対策本部に報告する。本部においては、市内の被害状況を速やかに把握し、代替施設の調整を行う。

(3) 感染者が自宅療養をしている場合の対応

今後の感染状況によって、感染者が自宅療養を行う事態となる状況になった場合は、次のとおり対応する。

① 河川洪水等の「事前に災害が予測できる場合」

個別に事前連絡を行い、移送等の対応を行う。

② 地震等の「突発的な災害の場合」

感染者が自宅療養を行う事態となった場合においては、自宅療養の決定がされた者に対し、あらかじめ災害が起きた場合の避難場所について指示を行う。避難場所の選定については、自宅療養となった者の数に応じ、順次調整を行う。

9 避難所において、感染が確認された場合等の対応

(1) 感染の恐れが高い者（PCR 検査実施者）の対応

各避難所において、感染の恐れが高い者（PCR 検査実施者）が確認された場合は、体調不良者の受け入れ先において、個室で収容することを基本とする。検査の結果、陰性であれば「5-1 体調不良者の対応」に基づき対応する。陽性の場合、保健所の指示に従うとともに、移送後の消毒を念入りに実施する。

(2) 避難所閉鎖の考え方

① 避難者や開設避難所が少ない場合は、市中感染の状況も踏まえた上で、感染者と同じゾーンにいた避難者の移送の検討を行う。

② 避難所に余裕のない場合や、市中感染が拡大している状況等においては、当該感染者の避難スペースや共有スペースの消毒を徹底した上で、継続して避難所として使用する。

(3) 避難者への広報

感染が確認された段階で、当該避難者が避難していたゾーンに対し「感染者が確認された」旨の公表を行う。

10 避難所閉鎖後の消毒

避難所閉鎖後は、保健所の指導のもと、専門業者等を活用し念入りの消毒を実施する。

11 指針の見直し等について

本指針については、感染拡大の状況等を踏まえて、随時見直しを行うものとする。

また、現地対応においては、現地の状況に応じて、臨機応変に対応することが重要であることから、指針の対応に疑義が生じた場合は、速やかに災害対策本部に連絡し、対応を協議するものとする。

～いま災害が起きたら～

新型コロナウイルスの感染が収まるまで、 災害時は、次のとおり「避難」してください。

① 「水戸市からの避難情報」の入手方法の確認を。

- 水戸市では、災害の恐れがある場合には、各種媒体を通じて迅速に避難を呼びかけます。
- 避難情報や開設避難所の情報を確実に得ることができるよう、「水戸市メールマガジン（防災メール）」等の登録に御協力ください。
※登録方法については、裏面をご覧ください。
- 水戸市では、「緊急速報メール（エリアメール等）」も活用しています。メールを受け取れるよう、携帯電話等の設定をご確認ください。

② 可能な方は、親戚・知人宅へ避難を。

- 避難所の密集を避けるため、「可能な方は、親戚の家等で安全な場所があれば、そちらに避難してください」
- 市では、災害の発生が予測できる場合は、「事前に余裕を持って、親戚の家等に避難するよう」呼びかけます。市からの情報にご注意ください。

③ 避難勧告等の際は次のように避難を。（避難する場所が変わります。）

これまで（通常時）	
一般の避難者	指定避難所 （小・中学校 市民センター）
体調不良の方	民間福祉施設 指定避難所 （福祉避難室）等
避難行動要支援者等	



新型コロナウイルスの感染が収まるまで	
一般の避難者	小学校
避難行動要支援者等	市民センター
保健所等の指示により 健康観察期間中の方	中学校（体育館）
体調不良の方	中学校（特別教室等） ※校舎入口でご案内します
感染が確認されている方	個別対応（病院等）

※避難行動要支援者とは、自力での避難が困難な方で「ご自身の希望により市の名簿に登録されている方」等です。

- 身体等の状況に応じて、上記の場所に避難してください。
※市の避難情報（避難勧告等）が発表されてから避難してください。
※ご家族に体調不良の方や健康観察期間中の方がいる場合で、ご家族一緒の避難を希望する世帯は「中学校」へ避難してください。
- 避難の際は、「体温計」、「マスクや消毒液等の衛生用品」などをお持ちください。
- 受付で体調等の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- 体調が悪い方については、避難所到着後、個別に対応させていただきます。
- 避難所到着後は、咳エチケット等を守るほか、避難者等との交流をお控えください。
- 市では、十分な避難スペースを確保するほか、感染防止のために「間仕切り」等をご用意します。
- 避難者が多い場合などは、上記のほか、ホテル・旅館等を活用します。




間仕切り(1.8mタイプ)

市民の皆様が登録等を行うことにより、災害時に迅速に情報を入手できる媒体

下記にご登録等をいただくことにより、避難情報はもとより、台風の接近情報、大雨時の河川の水位状況など、災害が発生する恐れがある場合等に、水戸市からきめ細かに情報が発信されます。

① 水戸市メールマガジン（防災メール）

【登録方法】

『<http://www.city.mito.lg.jp>』  にアクセス → 『メールマガジン配信申込み』をクリック → 『災害情報』にチェック → 『メールアドレス等を入力』 → 『送信』をクリック → 確認メールが配信されます。

② 各種SNS（Twitter, Facebook, LINE）



Twitter
@kouhou_mito
http://twitter.com/kouhou_mito



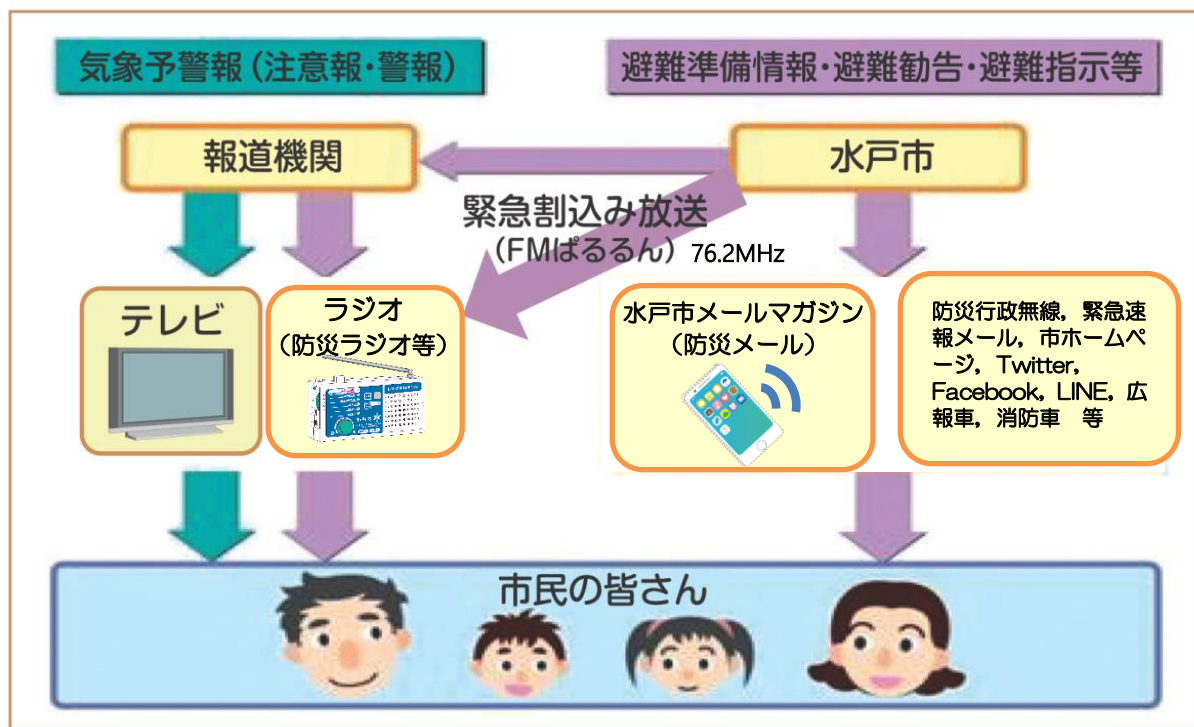
Facebook
「水戸市」
<http://www.facebook.com/mimika310>



LINE
<http://line.me/R/ti/p/%40mitocity>



情報伝達経路



（お問い合わせ先）

水戸市役所 市民協働部 防災・危機管理課

〒310-8610

水戸市中央1丁目4番1号

電話 (029) 232-9152 (直通)